

伊勢市行財政改革指針
取組テーマレポート
【令和4年度】

令和4年6月



目 次

方針1 事業実施手法の最適化

1	デジタル技術の活用	3
2	協働の推進	11
3	公共施設マネジメントの推進	17
4	その他取組の推進	21

方針2 人材の育成・組織体制の強化

1	改革風土づくり	27
2	働き方改革	31

(指針から抜粋)

1 行財政改革の目的

総合計画においては、本市の目指すまちの将来像を「つながりが誇りと安らぎを育む 魅力創造都市 伊勢」とし、その実現に向けた施策の基本的な方針等を定めています。

行財政改革については、総合計画に基づく各種の事業・取組等を推進するにあたり、時代にふさわしい、また、持続可能な公共サービスを提供するため、財政規律を保持しながら、現状及び将来見通しを踏まえた手法・体制の最適化を図ることを目的とします。

2 実施方針

(1) 事業実施手法の最適化

従来の実施手法等を安易に踏襲することなく、また、前例や慣習にとらわれず、各種の事業・取組等の立案や見直しを推進します。

① デジタル技術の活用

伊勢市デジタル行政推進ビジョンに基づき、「デジタル技術を活用した、人に優しいサービスの提供」「利用者が身近に感じられるデジタル環境の整備」「高い利便性と信頼性を両立した信頼される行政運営」を基本方針として、行政サービスのオンライン化・内部事務のデジタル化等、利便性の高い行政サービス及び効率的な行政運営の実現のための取組を推進します。

② 協働の推進

より良い公共サービスを提供するため、地縁組織、市民活動団体、企業、大学などの多様な主体とそれぞれの得意分野や特徴を活かし、役割分担を行い支え合いながら、「人材の発掘と育成」「市民参加の促進」「情報の共有」等を行うことで、協働の体制を一層推し進めます。

③ 公共施設マネジメントの推進

伊勢市公共施設等総合管理計画及び施設類型別計画に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、安全・安心で時代のニーズに応じた公共サービスを提供するための最適な配置を目指します。また、未利用資産については、有効活用及び歳入確保のため、民間への売却等を進めます。

④ その他取組の推進

広告やクラウドファンディング等の財源確保、民間委託や指定管理者制度等の民間活用や分野・部署間の連携等による効果の向上、また、9支所等の窓口機能のあり方検討や業務の工程見直し等の利用者の利便性の向上や効率化等、事業の目的や実施方法等に
応じた最適化を推進します。

(2) 人材の育成・組織体制の強化

職員の意識や能力向上、また、職員の能力が発揮できる環境づくりを推進します。

① 改革風土づくり

職員の意欲・能力の向上

人事評価制度の運用等により、より良い方法で、より良い結果を生み出すことを意識して果敢にチャレンジする活力ある組織風土づくりを推進します。

また、多様化する住民ニーズに迅速かつ効率的に対応できる事務処理能力、課題の発見・解決能力、市民への説明能力など、職員の業務遂行に必要な能力を高めるため、研修やOJT、職場面談等を推進します。

組織体制・機能の強化

社会状況等の変化に対応した機構改革や人事異動を行い、柔軟で機動的な組織運営を図るとともに、組織の縦割りの弊害をなくすため、部署間連携の推進を図ります。また、的確な現状・課題の把握、有効な事業の立案・見直し、市の財政状況、緊急性や費用対効果等を踏まえた事業選択等を行う機能の強化を図ります。

② 働き方改革

時間外勤務の削減・平準化、休暇取得、短時間勤務や在宅勤務等の勤務形態の多様化など、ワークライフバランス、また、子育てや介護などの生活状況等に合わせた多様な働き方を確保し、人材の確保及び職員の意欲・労働生産性の向上を図ります。

(3) 健全な財政運営

長期的な財政状況を展望するとともに、中期的な財政収支見通しを作成し、規律をもった財政運営を行い、財政健全化を確保します。

== 財政規律目標 ==

- 財政調整基金残高 50億円以上
- 将来負担比率 0%以下

3 取組期間 令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度)(4年間)

方針1 事業実施手法の最適化

1 デジタル技術の活用

(1) 現況・周辺環境

国は、社会のデジタル化を進めるため、令和2年12月25日に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を決定し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化～」を示しました。また、令和3年9月1日にはデジタル社会形成基本法が施行され、行政や民間事業者など関係者が一丸となって社会全体のデジタル化に取り組むため、デジタル庁の設置、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の策定などが行われました。

県においても、県全体のデジタル化を推進するための司令塔として、令和3年4月1日に常勤の「最高デジタル責任者（CDO）」の配置、「デジタル社会推進局」の設置を行い、「誰もが住みたい場所に住み続けられる三重県」をビジョンとして掲げ、みんなの思いを実現する「あったかいDX」を進めています。

本市では、令和3年度に策定した「～利用者目線で作るデジタル行政～ 市民に優しく、暮らしを便利に」を基本理念とする「伊勢市デジタル行政推進ビジョン」に基づき、行政のデジタル化を進めています。

また、地域社会のデジタル化を進めるため、令和4年2月17日に「デジタル技術を活用したデジタル変革によるサービス向上、運営効率化及び地域課題解決を行うスマートシティの実現」を基本理念とした、「スマートシティ伊勢推進協議会」を設立したところです。

今後は、商工・観光・農業・漁業・医療・福祉など各分野ごとに協議部会を立ち上げ、地域の課題解決に向けた実証事業等に取り組んでいく予定であり、産官学民が一体となって地域全体でデジタル化に取り組んでいきます。

(2) 令和3年度の取組実績

体制整備・計画策定

○デジタル政策課の設置（令和3年4月1日）

デジタル化を推進する部署として、情報戦略局内に「デジタル政策課」を設置しました。

○伊勢市デジタル推進本部の設置（令和3年7月30日）

本市におけるデジタル社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための推進体制として、市長を本部長とする「伊勢市デジタル推進本部」を設置しました。

○伊勢市デジタル行政推進条例の制定（令和3年10月11日施行）

これまで書面でしか行えなかった各種手続きを、スマートフォンやパソコン等を利用して時間や場所を問わず行うことを可能とする「伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を制定しました。

○伊勢市デジタル行政推進ビジョン（本編）の策定（令和3年10月11日）

行政サービスにおいても、高品質かつ柔軟であることが求められており、人口減少が懸念されている中で安定的な行政運営を確保しながら、利便性の高いサービスの提供を進めていく必要があることから、行政のデジタル化を推進するための基本理念・基本方針等を定めました。

○伊勢市デジタル行政推進ビジョン（アクションプラン編）の策定

（令和4年3月31日）

「伊勢市デジタル行政推進ビジョン（本編）」を確実かつ効率的に推進するための実施計画として、「伊勢市デジタル行政推進ビジョン（アクションプラン編）」を策定しました。本アクションプラン編では、令和4年度以降に実施する施策のスケジュールや成果指標などについて定めています。

個別施策・取組

○来庁を不要とする行政手続き・新たなプラットフォームを活用した手続き（行政手続きのオンライン化）

各種手続きをオンラインで行うためのシステムを導入し、利用者が多くオンライン化のメリットが大きい手続きを優先して、オンライン化を進めました。

令和3年度は、所得（課税）証明書・（非）課税証明書のオンライン申請（市・県民税（住民税）関係）など15件の手続きをオンライン化しました。なお、累計では30件の手続きをオンライン化しています。

○職員のデジタルリテラシーの向上、意識改革

クライアント委員・サーバ委員、デジタル推進員、所属長向けにデジタルリテラシー向上を目的とした研修を実施しました。

実施研修（令和3年度）

研修内容	実施日	対象者
RPA・AI-OCR、Web 会議システム、テレワークシステム	R3. 7. 15	クライアント委員・サーバ委員
行政手続きのオンライン化	R4. 1. 5	デジタル推進員
自治体 DX の推進	R4. 1. 6	所属長

○AI・RPA等を活用した安定的な行政運営

これまで職員が行ってきた事務に、AI-OCR・RPAなどのデジタル技術を活用し、業務効率化及び職員負担の軽減を進めました。

令和3年度にAI-OCR・RPAを活用して効率化を図ることができた業務の削減時間は、7課16業務で年1,138時間となりました。

【用語説明】

デジタルリテラシー … インターネットを中心にデジタル情報や通信について、さらにはそれらを活用するパソコンやスマートフォンなどの機器やアプリについて知識を持ち、利用する能力のこと。

AI … アーティフィシャル インテリジェンス Artificial Intelligence（人工知能）。人間にしかできないような高度に知的な作業や判断を、コンピュータ等人工的なシステムにより行えるようにしたもの。

RPA … ロボティック プロセス オートメーション Robotic Process Automation（ロボットによる業務の自動化）。定型的なパソコン操作を自動化できる技術のこと。

(3) 令和4年度以降の取組計画

○来庁を不要とする行政手続き・新たなプラットフォームを活用した手続き（行政手続きのオンライン化）

手続きのオンライン化に関するノウハウを各部署へ共有する等、手続きの簡素化や業務の効率化を見直す機会を提供します。

また、対象手続きを随時見直しながら、オンライン化手続きを拡充します。

令和4年度は、国が「自治体DX推進計画（令和2年12月25日策定）」にて、「特に国民の利便性向上に資する手続き」として選定した手続きを中心に、オンライン化を進めます。

数値目標 (令和7年度末)	オンライン化した手続き数：100件《累計》 (参考：令和4年3月31日時点 30件)			
実施評価指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
オンライン手続き数(累計)	50件	70件	90件	100件

○情報システムの標準化・共通化

国が進めている住民記録、税、福祉等20業務に関する自治体情報システムの標準化・共通化に対応したシステムに移行し、運用・保守などのシステム関連コストの削減を図ります。

令和4年度は、移行作業開始に向けて、国・ベンダー等の情報収集を行うと同時に、滞りなく移行作業が完了するよう、移行計画作成に着手します。

数値目標 (令和7年度末)	指定業務に関するシステム移行完了			
実施評価指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
情報システムの標準化・共通化への移行	-	-	-	移行完了

○職員のデジタルリテラシーの向上、意識改革

デジタル技術等を活用した業務の見直しが行えるよう、庁内研修を毎年度開催します。また、外部研修の受講を促進し、職員のデジタルリテラシーの底上げを図ります。

令和4年度は、クライアント委員・サーバ委員、デジタル推進員、所属長向けにデジタルリテラシー向上を目的とした庁内研修を実施するとともに、主に事務職を対象として、外部研修受講を促します。

数値目標 (令和7年度末)	庁内研修の実施回数：12回《累計》 対象職種（事務職・技術職・保健師・消防吏員〔※1〕）における外部研修受講率：100% （参考：R3.4.1時点の対象者数 709名）			
実施評価指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
庁内研修の実施回数（回/年）	3回	3回	3回	3回
外部研修受講率(%)《累計》	40%	60%	80%	100%

※1 一部職員を除く

○AI・RPA等を活用した安定的な行政運営

デジタル技術の導入について検討・調査し、業務効率化及び職員負担軽減に繋がるものであれば、積極的に導入を進めます。また、職員同士の交流会を実施し、スキル・ノウハウ共有を行うことにより、庁内でのデジタル技術の活用を拡大します。

令和4年度は、スキル・ノウハウを共有することで、これまで活用できていなかった業務にもデジタル技術活用を検討し、業務効率化及び職員負担軽減に繋がるようであれば、導入を進めます。

数値目標 (令和7年度末)	デジタル技術を活用した新たな業務時間削減〔※2〕：400時間《累計》			
実施評価指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
デジタル技術を活用した新たな業務削減時間(時間/年)	100時間	100時間	100時間	100時間

※2 当該年度に新たにRPA等を活用して業務削減した時間

○電子決裁の推進

電子決裁に関するガイドラインを作成し、その方針に基づき、電子決裁を遂行します。

令和4年度は、令和5年度以降の電子決裁推進のためのガイドラインを作成します。

数値目標 (令和7年度末)	文書管理システムにおける電子決裁率：令和4年度に決定〔※3〕			
実施評価指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
文書管理システムにおける電子決裁率(%/年)	ガイドラインの整備	- 〔※3〕	- 〔※3〕	- 〔※3〕

※3 令和5年度以降の数値目標については、令和4年度の検討結果を踏まえて設定する。

○行政におけるキャッシュレス決済導入

市民の利便性向上を目的として、市の窓口・施設にキャッシュレス決済の導入を推進します。

令和4年度は、キャッシュレス決済の導入を進める市の窓口・施設を検討し、今後の導入目標を設定します。

また、利用者が多い戸籍住民課、課税課及び各総合支所生活福祉課の証明書発行窓口については、先行して令和4年度中に導入します。

数値目標 (令和7年度末)	市の窓口・施設におけるキャッシュレス決済の導入数：令和4年度に決定〔※4〕 (参考：令和4年3月31日時点 9箇所)			
実施評価指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市の窓口・施設におけるキャッシュレス決済の導入数(累計)	対象窓口・施設の決定	- 〔※4〕	- 〔※4〕	- 〔※4〕

※4 令和5年度以降の数値目標については、令和4年度の検討結果を踏まえて設定する。

【用語説明】

キャッシュレス … クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、現金を使わずに支払い・受け取りを行う決済方法。

方針1 事業実施手法の最適化

2 協働の推進

(1) 現況・周辺環境

社会状況が大きく変化する中で、これまで行政により担われてきた「公共」の領域においても、多様な主体との協働によって各々が持っている知恵や資源を持ち寄り、責任と役割を分担して協力し合い、一緒に取り組んでいくことが必要になってきています。

近年、協働の主体となる市民活動団体や地縁組織等においては、活動者らの高齢化や後継者・担い手の不足、自主財源の確保等の課題が顕著になってきており、さらに、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の流行により、人と人との交流の機会が失われ、市民活動は縮小や休止を余儀なくされました。

他方、企業や大学等においては、環境保全、産業振興、地域福祉、SDGs等を意識した社会貢献活動や地域連携の取組が始まっています。

これらの状況を踏まえ、市内の市民活動団体や地縁組織等が抱える課題や取組に関する現状把握を行うとともに、市民等が活動しやすく、気軽に参加しやすい環境づくりなど、協働の推進につながる取組を行っていく必要があります。

(2) 令和3年度の取組実績

これまで実施してきた市と自治会、民生委員・児童委員、消防団、NPO、企業、教育機関等との協働の取組や、住民同士の協働を通して地域の課題を自立的・主体的に解決する「ふるさと未来づくり」に継続して取り組むとともに、令和2年度から、20年後に向けた対策として、行政・地域の役割分担、仕組みの整理や地域活動人材の確保・育成の検討・取組を開始しました。

令和2年度から令和3年度においては、地域を支える人材の確保・育成における課題を全庁的に整理するため、地域活動の実態等に関する各種調査を行いました。

また、令和3年度においては、各種調査と並行して、官民協働（市民等と行政の協働）、及び、民民協働（市民等と市民等の協働）の取組を進めるとともに、「人材の発掘と育成」、「市民参加の促進」、「情報の共有」、「デジタル技術の活用」等をテーマとした取組を実施しました。

①地域を支える人材の確保と育成についての調査（令和2年度～令和3年度）

調査名	調査内容	対象	手法
基礎調査	地域活動状況を調査	市各課	調査票、ヒアリング
今後の担い手調査	地域活動実績のある企業や子育て中の女性等の意向を調査	企業、子育てサロン、防災コーディネーター	ヒアリング
地域コミュニティ調査	地域内での連携や役割分担の整理に焦点を当てて調査	市各課	調査票
活動者調査	活動者の状況や意向を調査（結果分析中）	活動者（団体・個人）	調査票

②新たな協働の取組

区分	対象団体	事業名【担当課】	内容
官民協働	総合型地域スポーツクラブ、まちづくり協議会	学校体育施設開放事業【スポーツ課】	施設開放事務を学校が管理していたが、令和元年度から総合型地域スポーツクラブへの委託を段階的に進めてきた。 令和3年度においては、クラブが設立されていない地域について、地元のまちづくり協議会への委託に向けた調整を行い、令和4年度から委託を開始する。

区分	対象団体	事業名 【担当課】	内容
民協協働	まちづくり協議会、伊勢市社会福祉協議会	—	なんでも相談窓口や懇談会を通じ、まちづくり協議会と伊勢市社会福祉協議会が、互いが持っている地域課題に関する情報等を共有し、今後のまちづくりを話し合う機会・体制を構築した。

③「人材の発掘と育成」「市民参加の促進」「情報の共有」「デジタル技術の活用」等対象団体の活性化等に向けた新たな取組

対象団体 【担当課】	内容
各まちづくり協議会 【市民交流課】	役員や参加者の高齢化、住民の関心の低さ等が課題となっているため、まちづくり協議会の必要性や活動事例を掲載したリーフレットを新たに作成及び配布し、一人でも多くの人にまちづくり活動に参加してもらうきっかけづくりとした。
各まちづくり協議会 【市民交流課】	まちづくり活動へ新たな参加者を呼び込むとともに、幅広い年代層の人が会議等に参加しやすい環境づくりを進めるため、市担当者による使用方法等の説明やサポートなどにより、まちづくり協議会におけるデジタル活用を促進した。
食生活改善推進協議会 【健康課】	会員が高齢化・減少し会員確保が課題となっているため、食生活改善推進員養成講座を負担の少ない内容に変更するとともに、ボランティアセンターやまちづくり協議会と連携し、講座開催の周知を行った。
伊勢たびナビの会 【観光振興課】	観光案内事業を行う団体は、個々の目的を持って独自に活動しており、コロナ禍での対応等に偏りがあった。また、コロナ禍では各団体共通の研修機会も失われる状況であった。これらに対応するため、各団体のコロナ禍での対応に関する情報共有や、今後の観光案内事業の人材発掘・確保に向けた意見交換等を実施した。

(3) 令和4年度以降の取組計画

各種調査結果から導き出された課題の傾向や対策の実施状況等を共有し、全庁的に取組を推進します。

また、活動者や団体の主体性を尊重し、丁寧なコミュニケーションや、自ら考える仕掛け（ワークショップ等）を心掛けながら、具体的な取組の検討・調整等を実施していきます。

取組の実施においては、市民等の得意分野や専門性・地域性等を最大限に活かすことを意識するとともに、社会情勢の変化に応じた新しい持続可能な協働のあり方を検討の上、「人材の発掘と育成」、「市民参加の促進」、「情報の共有」、「デジタル技術の活用」等をテーマとした取組を進めていきます。

①新たな協働の取組

区分	対象団体	事業名 【担当課】	内容
官民協働	伊勢市社会福祉協議会、いせ市民活動センター	いせミライブプロジェクト推進事業（新規） 【市民交流課】	高校生がプロジェクトチームを結成し、自らまちづくり活動を企画・実践する事業において、企画の進め方や、実践にあたっての各種調整などをサポートする業務を、事業企画や他団体との調整に関するノウハウがある中間支援組織との協働により行う。

②「人材の発掘と育成」「市民参加の促進」「情報の共有」「デジタル技術の活用」等対象団体の活性化等に向けた取組

対象団体 【担当課】	内容
市民 【市民交流課】	高校生に地域活動の楽しさを知ってもらい、活動人口の増加につなげるため、高校生が自らまちづくり活動を企画・実践する「いせミライブプロジェクト推進事業」を実施する。（令和4年度新規）
自治会 【市民交流課】	自治会から市への補助金等の申請手続きについて、自治会の負担軽減につながるよう、来庁を不要とする電子メールでの運用に向けて調整を進める。
各まちづくり協議会 【市民交流課】	令和3年度に作成した「ふるさと未来づくり まちづくり協議会」のリーフレット等を活用して幅広い年代層の人に対して活動を周知するとともに、多様な主体と連携する機会を創出する。
各まちづくり協議会 【市民交流課】	まちづくり活動に参加しやすい環境の整備を進めるため、イベントや会議でのオンライン活用を行う。

対象団体 【担当課】	内容
無形民俗文化財継承団体 【文化政策課】	「継承育成」に係る具体的な課題を把握し、その解決に向けての方策を検討するため、各団体に対して実態調査を実施する。
健康づくりアドバイザー 【健康課】	養成講座の開催案内について、市ホームページに加えて、新たにLINEを活用することで、若い世代等のこれまで十分にアクセスできていなかった層にも幅広く周知を図る。
伊勢たびナビの会 【観光振興課】	各観光案内団体のコロナ禍の対応についての情報共有、今後の観光案内事業の人材発掘や確保に向けた意見交換会等を行う。また、ウィズコロナ・アフターコロナに応じた人材確保状況の情報共有や各団体共通に必要な研修等を行う。
伊勢おもてなしヘルパー推進会議 【観光振興課】	今後も、新型コロナウイルス感染症の影響により活動休止せざるを得ない可能性があり、休止期間が長きにわたる場合には、活動再開時に各ボランティアへの講習が必要となる。個々の都合で講習に参加できない場合に対応するため、講習動画を活用し、個別に受講できる環境を整える。
各町奉曳団 【観光振興課（伊勢御遷宮委員会）】	次期神宮式年遷宮へ向けて、民俗行事への市民参加の機運を醸成していくため、広報紙「伊勢のごせんぐう」及び伊勢御遷宮委員会ホームページ等を活用し、情報発信や市民参加の促進を進めていく。

方針1 事業実施手法の最適化

3 公共施設マネジメントの推進

(1) 現況・周辺環境

高度経済成長期に集中して整備された公共施設やインフラ資産の老朽化が進行し、筐子トンネルの崩落事故など公共施設等の老朽化に起因する事故等が全国で発生しています。

地方公共団体においては、少子高齢化など人口構造の変化に伴う厳しい財政状況が続く中で、老朽化する公共施設等の更新費用を十分に確保することが共通課題となっています。

このような状況下で、国においては、インフラ資産の老朽化が急速に進行する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化計画」が策定され、平成 26 年 4 月には、総務省から各自治体に対して「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」が通知され、今後の公共施設等の戦略的な管理方針等を定めた計画の策定が要請されました。

こうした背景から、本市においては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を目指すため、公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月策定）とその実施計画となる施設類型別計画（平成 30 年 9 月策定）を策定しました。

施設の複合化や集約化等により施設総量を縮減し、維持管理・運営手法の見直しを行いながら、適正に維持管理することにより、安心・安全で時代のニーズに応じた適正な公共サービスの提供を目指すこととしています。

(2) 令和 3 年度の取組実績

施設類型別計画の第 I 期における取組を進めるとともに、普通財産を処分（売却）し、財源確保に努めました。

施設名等	保育所あけぼの園	成 果	更新等費用抑制額 【217,713 千円】
取組結果	令和元年度に移管先法人を決定し、令和 2 年度末をもって閉園し、令和 3 年度に民間事業者へ譲渡した。		
施設名等	重度身体障害者デイサービスセンター「くじら」	成 果	更新等費用抑制額 【146,036 千円】
取組結果	多様化する療育のニーズに対応するため、おおぞら児童園を「くじら」から移転し、元おおぞら児童園（2 階）部分を含め建物を民間に譲渡した。		
施設名等	未利用資産売却	見直し区分	公有財産売却額 【43,317 千円】
取組結果	一般競争入札により、活用予定のない土地（2 件土地 3 筆）を売却した。		

(3) 令和4年度以降の取組計画

公共施設マネジメントを着実に進めるため、施設類型別計画の第I期（令和6年度まで）の取組について進捗管理を図り、更新等経費の縮減に努めます。

◆施設類型別計画第I期の取組一覧

施設名	朝熊市民館	見直し区分	集約化・複合化
取組内容	大久保市民館を集約化し、朝熊教育集会所を複合化する。		
R4取組	大久保市民館と朝熊教育集会所の機能を朝熊市民館へ移転する。		
施設名	大久保市民館	見直し区分	転用（当面）
取組内容	朝熊市民館へ集約化し、建物は大久保地区集会所に転用する。		
R4取組	大久保市民館の機能を朝熊市民館へ移転し、空いた建物に大久保地区集会所の機能を移転する。		
施設名	朝熊地区集会所	見直し区分	譲渡（使途限定なし）
取組内容	地元へ譲渡する。		
R4取組	施設の使用を止め、地元自治会へ譲渡する。		
施設名	大久保地区集会所	見直し区分	移転して廃止
取組内容	大久保市民館の建物へ機能を移転する。		
R4取組	機能移転後の大久保市民館の建物に、大久保地区集会所の機能を移転する。機能移転後の大久保地区集会所の建物を解体する。		
施設名	朝熊教育集会所	見直し区分	移転して廃止
取組内容	朝熊市民館へ機能を移転する。		
R4取組	朝熊市民館へ朝熊教育集会所の機能を移転し、建物を解体する。		
施設名	小木教育集会所	見直し区分	譲渡（使途限定なし）
取組内容	建物を売却する。		
R4取組	一般競争入札等により民間等へ売却する。		
施設名	公民館等集会施設(38施設)	見直し区分	譲渡（使途限定）
取組内容	地元へ譲渡する。		
R4取組	譲渡方針について、地元へ説明する。		
施設名	福祉健康センター	見直し区分	譲渡（使途限定）
取組内容	駅前B地区ビルへ機能の一部を移転完了後、建物を譲渡する。休日・夜間応急診療所及び歯科休日応急診療所のサービスは、建物譲渡後も市が継続して提供する。		
R4取組	駅前B地区ビルにおける保健福祉拠点施設の整備進捗状況等を踏まえながら譲渡の時期、条件等を検討し、譲渡に向け関係機関等と調整を行う。		

施設名	サンライフ伊勢	見直し区分	移転して廃止
取組内容	機能を他施設へ分散し、建物を解体する。		
R 4 取組	関係団体等と調整を行う。		
施設名	二見体育館	見直し区分	移転して廃止
取組内容	統合後の旧二見中学校体育館に機能を移転し、建物は解体する。		
R 4 取組	機能移転に向けて、関係課で協議を実施する。		
施設名	旧消防本部・消防署	見直し区分	廃止
取組内容	建物を解体する。		
R 4 取組	建物の使用状況を見極めながら、解体に向けて調整していく。		

※計画期間中に更新等経費を削減できる取組み（建物の譲渡や解体など）を記載している。

※小中学校及び幼稚園・保育園については、「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画」及び「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」に基づき、別途総合管理をしている。

方針1 事業実施手法の最適化

4 その他取組の推進

(1) 広告やクラウドファンディング等の財源確保

地域の活性化に向けた新たな施策に取り組むため、ふるさと応援寄附金、広告収入、ネーミングライツの導入など、自主財源の確保に努めます。

取組項目 1	ふるさと応援寄附金、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）
担当課	企画調整課
取組内容	ふるさと応援寄附金や地方創生応援税制による財源確保を図るとともに、返礼品を通じた地域資源のアピール、地域への愛着や関心を深め、企業との新たなパートナーシップ構築に繋げる。
R 4 取組	新たに、さとふる、三越伊勢丹のサイトに掲載するとともに、サイト内広告等によるPRや魅力的な返礼品の提供等に努める。また、地方創生応援税制を市外企業にPRする。
取組項目 2	ガバメント・クラウドファンディング（GCF）
担当課	企画調整課（環境課、基盤整備課、ほか）
取組内容	本市が抱える課題解決のため、ふるさと応援寄附金の「使い道」を具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募り、頂いた寄附を財源として事業を実施する。
R 4 取組	不幸な捨て犬・猫を防止し、犬・猫と人間の共生できる社会の構築を目指す「犬猫不妊去勢手術推進事業」や、朝熊山麓公園の遊具を充実する「集まれこどもたち公園整備事業」においてクラウドファンディングを実施する。
取組項目 3	広告収入
担当課	企画調整課（ごみ減量課、交通政策課、ほか）
取組内容	市の資産を広告媒体として活用し、有料で広告掲載することにより、新たな財源の確保及び事業経費の削減を図る。
R 4 取組	既存の広告媒体の利活用の拡大を図るとともに、資源拠点ステーションや公共交通時刻表など新たな媒体への導入を検討する。
取組項目 4	ネーミングライツの導入
担当課	資産経営課（スポーツ課）
取組内容	公共施設に会社名やブランド名を付与するネーミングライツの導入を推進し、新たな自主財源の確保を図る。
R 4 取組	新たに伊勢市小俣総合体育館への導入を進めるとともに、引き続き提案募集制度の周知を図る。
取組項目 5	市有財産売却
担当課	資産経営課（全課）
取組内容	不用となった車両や物品の売却を行う。
R 4 取組	インターネットオークションなどを活用し、不用となった車両や物品を売却する。

(2) 民間委託や指定管理者制度等の民間活用

民間のノウハウや資源を有効に活用し、公共サービスの向上やコスト削減につなげるため、民間委託や指定管理者制度等を導入していきます。

取組項目 1	民間事業者等との災害協定の推進
担当課	危機管理課
取組内容	大規模災害時において、市単独の対応では復旧が遅くなることから、民間活力を活用できるよう事前に災害協定を締結する。
R 4 取組	民間事業者等との災害協定については、令和 3 年度末で 135 件あり、令和 4 年度も引き続き災害協定の協定先を増やしていく。
取組項目 2	障がい者基幹相談支援センターの民間委託
担当課	福祉生活相談センター、高齢・障がい福祉課
取組内容	地域における相談支援の拠点として総合的な相談業務等を実施する障がい者基幹相談支援センターについて民間へ運営委託を行い、機能強化を図る。
R 4 取組	令和 5 年度からの委託に向けて調整を進める。
取組項目 3	給水窓口の民間委託
担当課	上水道課
取組内容	利用者サービスの向上と経費削減のため、現在の料金・使用料等の窓口・徴収業務等の委託に加えて、給水装置の新設等に係る窓口業務を民間委託する。
R 4 取組	先進事例等の調査を行い、費用対効果等を検証し、導入の可否について検討する。
取組項目 4	小学校における水泳指導の民間委託、民間プール施設活用
担当課	学校教育課
取組内容	小学校における水泳指導について、民間人材及び民間施設の活用を図る。
R 4 取組	小学校 5 校の水泳指導を民間に委託し、インストラクターと教員がチーム・ティーチングを行うことにより、児童の泳力と教員の指導力の向上を図るとともに、民間プール施設の効果的かつ経済的な活用の研究を行う。
取組項目 5	公民館講座における民間活力の活用
担当課	社会教育課
取組内容	公民館等が開催する講座において、民間事業者等のノウハウを活用することで、市民からの様々なニーズに対応する。
R 4 取組	市民ニーズの高い通信事業者によるスマホ講座、保険会社による健康づくりや相続等に関する講座を継続して開催するとともに、新たに高等学校と連携した講座も実施する。

取組項目 6	スポーツ施設への指定管理者制度の導入
担当課	スポーツ課
取組内容	市営庭球場、ダイムスタジアム伊勢（倉田山公園野球場）、伊勢フットボールヴィレッジ等へ指定管理者制度を導入することで、効率的な運営を図る。
R 4 取組	複数施設を組み合わせることも選択肢としながら、指定管理者制度の導入を検討する。

(3) 窓口機能のあり方検討

住民にとって手続きのしやすい窓口を導入するとともに、効率的な運営を図るための窓口機能のあり方を検討します。

取組項目 1	9支所の組織・機能のあり方検討
担当課	市民交流課、戸籍住民課、職員課、資産経営課、ほか
取組内容	行政サービスの身近な窓口となる支所の窓口機能のあり方について、見直しを進める。
R 4 取組	庁内検討委員会を設置し、支所業務の現状及び課題整理を行い、9支所の組織・機能のあり方を検討する。
取組項目 2	各種証明書のコンビニ交付の促進
担当課	戸籍住民課、課税課
取組内容	マルチコピー機が設置されたコンビニエンスストアなどでのマイナンバーカード利用による住民票の写し・税証明書など各種証明書の交付割合を高める。
R 4 取組	市民の利便性向上、本庁舎窓口の混雑緩和、業務の効率化を図るため、本庁舎内にマルチコピー機を設置して操作案内や周知啓発を行うなど、コンビニ交付の利用促進に取り組む。
取組項目 3	おくやみコーナーの設置
担当課	医療保険課、戸籍住民課
取組内容	死亡にかかる手続きを行うための専用の窓口を設け、亡くなった方のご遺族の状況に応じて必要な手続きを抽出し、申請書作成の補助等、来庁者の手続き簡素化を図る。
R 4 取組	死亡に伴い必要となる基本的な諸手続きに係る受付窓口を一元化する「ご遺族支援コーナー（仮称）」を設置する。

(4)業務の工程見直し等の利用者の利便性の向上や効率化等（全課）

人的・財政的に限られた資源の中で、多様化する住民ニーズへ対応していくためには、これまで行ってきた業務の工程を見直し、効率的な手法を取り入れていく必要があります。

現在の業務の流れを把握・分析したうえで、課題に対する改善案について各職場で検討を行い、サービスの向上や効率化に取り組みます。また、実施した改善策について検証を行い、継続して見直しを進めます。

方針2 人材の育成・組織体制の強化

1 改革風土づくり

(1) 現況・周辺環境

これまで、人材育成や職員のやる気、働きがいを引き出し、その能力を最大限に発揮させることを目的とし、人事評価制度を実施してきましたが、本制度を適切かつ効果的に運用していくためには、常に見直しの視点を持ち、時代の変化やニーズに対応しつつ、制度の成熟を目指していくことが重要であることから、職員がやる気と働きがいを持って職務に取り組めるよう、より一層の公正かつ効果的な運用を行っていく必要があります。

また、これまで職員個々のキャリアプランや適性を踏まえた人員配置を実施するとともに、再任用職員の知識・経験を有効活用するための人員配置を行ってきたところですが、コロナ禍におけるワクチン接種や子育て世帯等への臨時特別給付金の支給など、既存の組織体制では対応が困難な業務に対して、機動的な組織体制の整備及び人員配置を行い、また、部局横断的な全庁応援体制を実施するなど、柔軟な組織運営を行ってきたところです。

今後、人口減少に伴う労働力人口が減少する中で、組織としてマンパワーを維持し、安定的に行政サービスを提供していくためには、性別・年齢や障がいの有無等にかかわらず多様な人材が活躍できる組織を実現する必要があります。そのためには、引き続き障がい者雇用・女性の活躍を推進することが必要であり、多様な働き方への理解を浸透させることで、さまざまな事情を抱えた職員が働きやすい職場となるよう職場環境整備に取り組むとともに、職員一人一人の意識改革を行う必要があります。

また、高度化・多様化する市民ニーズに対応するため、地域の実態を踏まえ、市民の立場に立った政策立案や説明責任を果たしつつ政策を実施できる職員を育成していく必要があります。

さらに、法改正により令和5年度60歳到達職員から定年が段階的に引き上げられる予定であることから、これまで以上に高齢層職員の知識と経験を最大限活用することが求められることとなり、高齢層職員の知識経験を活かすポストの設定と人員配置の検討及び今後の職員採用のあり方の検討を早急に行う必要があります。

(2) 令和3年度の取組実績

令和3年度においては、通常業務に加え、コロナ対策業務等に対応するため、機動的な組織体制の整備及び人員配置を行うとともに、部局横断による全庁的な応援体制を構築し、業務を遂行しました。

また、組織力の維持・向上の取組みとして、多様な人材が活躍できる組織とするための研修の実施や、職員採用に係る応募手続きを電子化し受験者の負担軽減を図ることで、人材の確保に努めました。

取組	概要
研修の実施	ワークライフバランス、男女共同参画、ハラスメントについての研修を実施し、職員の意識改革に努めた。
機動的な組織体制の整備	コロナ禍におけるワクチン接種を担当する部署の設置及び子育て世帯等への臨時特別給付金を担当する部署の設置
ワクチン接種業務に係る全庁応援体制の取組み	ワクチン接種に係る集団接種会場運営について、多くの人員を要することから、全庁的な応援体制により実施した。
臨時特別給付金業務に係る全庁応援体制の取組み	子育て世帯等への臨時特別給付金給付業務について、給付案内に係る通知発送業務について多くの人員が必要となることから、全庁的な応援体制により実施した。
採用試験受験申込のオンライン化	職員採用に係る応募手続きを電子化し、受験者の応募手続きの負担軽減を図ることで、受験者の確保に努めた。

(3) 令和4年度以降の取組計画

令和4年度以降についても、機動的な組織体制の整備及び人員配置、全庁応援体制による業務遂行を継続的に実施していきます。

また、多様性のある組織を実現するための意識改革、市民の立場に立った政策立案や説明責任を果たしつつ政策を実施できる職員を育成するための研修を実施していくとともに、人材育成の取組みについて見直しを進めていきます。

令和4年度については、職員の能力ややる気を引き出すために、より効果的な人事評価制度及び採用試験の実施方法等について検討を進めます。

さらに、法改正により令和5年度60歳到達職員から定年が段階的に引き上げられる予定であることから、令和4年度において定年引上げの制度構築を行っていきます。

取組	概要
採用試験の実施方法等の検討	職員採用試験について、実施時期や実施方法など、受験者確保につながる可能性について検討する。【R4】
人事評価制度の見直し	職員の能力ややる気の向上に向けて、より効果的な人事評価制度の検討を進める。 ・人事評価制度結果について、職員への給与等処遇への反映の検討【R4】
定年引上げへの対応	定年引上げに伴う役職定年制度、定年前再任用短時間勤務制度を導入する。 また、これに伴う高齢層職員の知識経験を活かすポストの設定と人員配置について検討を行う。【R4】 さらに、定年引上げに伴う今後の職員採用のあり方について検討を行う。【R4～】

方針2 人材の育成・組織体制の強化

2 働き方改革

(1) 現況・周辺環境

急速に進む人口減少により将来の労働力不足が懸念されているなか、職業生活と家庭生活との両立（ワークライフバランス）の実現により、すべての職員が能力を最大限に発揮できる環境整備を図ることは、一事業主として重要な課題となっています。

長時間労働の是正は、職員の健康保持や人材確保の観点等から重要な課題であり、時間外勤務の一層の縮減に取り組んでいく必要があります。

民間労働法制においては、平成31年4月1日付けで労働基準法が改正され、罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入されました。

また、国家公務員においても超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定める等の措置を講じております。

本市においても、平成31年4月1日付けで「伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」を改正し、規則において時間外勤務命令を行うことができる上限等を規定することで、より厳格な運用を行うこととしました。

また、年次有給休暇についても、民間労働法制において年5日の取得が義務化されたところであり、本市では次世代育成支援及び女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画において年12日以上を取得を目標としており、今後一層の取得促進を図っていく必要があります。

ワークライフバランスを実現するうえで、育児の実態は依然として女性に偏っていることから、男性職員の積極的な家庭参加を促進することが重要であり、令和4年4月には法改正により、妊娠・出産の申出をした労働者に対し、事業主から個別に制度周知及び休業の取得意向の確認することが義務付けられたことから、こうした取り組みを通じて男性職員への働きかけを強化していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症を契機として、職員の接触機会の低減を図ることを目的とした在宅勤務（テレワーク）の取り組みを進めており、感染症まん延時などにおける接触機会の低減を図るとともに、子育てや介護などの事情を抱える職員の多様な働き方にもつながることから、さらなる取組を進めていく必要があります。

(2) 令和3年度の取組実績

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症を契機とした、感染防止対策の一環としての働き方の工夫を行うとともに、学校等が臨時休業となった場合の保護者休暇を新設するなど、仕事と家庭の両立支援を行いました。

また、精神的・体力的に負担が重く、頻繁な通院も必要となる不妊治療に専念できる休暇制度を導入することで、不妊治療と仕事の両立のための職場環境整備を行いました。

○コロナ対策に係る取組

取組	概要
学校の臨時休業に伴う子育て職員のための保護者休暇の新設	小学校又は特別支援学校に就学している子を養育する職員で当該学校が新型コロナウイルス感染症への対策として、臨時休業である場合に取得できる休暇【R2. 2. 28～実施】
コロナ禍における週休日割り振り変更の実施	新型コロナウイルス感染症への対策として、接触機会を減らす観点からあらかじめ定められた週休日（土日）を別の日に割り振る「週休日の割り振り変更」を実施【R3. 1. 20～実施】
コロナ禍における時差出勤勤務の実施	新型コロナウイルス感染症への対策として、接触機会を減らす観点から、時差出勤を実施【R3. 3. 2～実施】
コロナ禍における在宅勤務の実施	新型コロナウイルス感染症への対策として、接触機会を減らす観点から、自宅から職場PCを遠隔操作できる自治体テレワークシステムを導入し、実施【R3. 9～実施】

○その他の取組

取組	概要
出生応援休暇の新設	仕事と不妊治療の両立支援の一環として、職員の不妊治療に伴い、連続する6か月のうち、必要な期間取得することができる休暇【R3. 10～実施】
短期出生応援休暇の新設	仕事と不妊治療の両立支援の一環として、職員の不妊治療に伴い、年間5日（体外受精及び顕微授精による治療の場合は10日）の範囲内で取得することができる休暇【R4. 1～実施】
会計年度任用職員の配偶者出産休暇の有給化	男性職員（会計年度任用職員）が、妻の出産に伴う入退院、出産等の付添い等を行うために取得できる特別休暇について、無給から有給へ変更【R4. 1～実施】
会計年度任用職員の育児参加休暇の有給化	男性職員（会計年度任用職員）が、妻の産前産後期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学前の子を養育するために取得できる特別休暇について、無給から有給へ変更【R4. 1～実施】

(3) 令和4年度以降の取組計画

令和4年度以降も引き続き、超過勤務縮減や年休取得推進の取り組みを進めるとともに、仕事と家庭の両立（ワークライフバランス）の実現に向けて、特に男性職員の積極的な家庭参加を促進するための取り組みを進めます。

また、在宅勤務など、コロナ対策として緊急的に実施した働き方について、アフターコロナにおける新しい働き方の検討を進めます。

取組	概要
仕事と家庭の両立支援の取組み	<p>個々の職員がそれぞれの家庭の事情に合わせ、仕事と家庭を両立しながら、キャリアを形成できるように、子育て推進・女性活躍の取組みを進めるとともに、配偶者出産休暇、男性の育児参加休暇、男性の育児休業の取得を促す取り組みを進める。</p> <p>① 子育て支援の取組み</p> <ul style="list-style-type: none">・会計年度任用職員の子育てに係る休暇・休業制度の取得要件を撤廃・緩和することで、子育て支援に係る環境整備を行う。（育児休業・部分休業・子の看護休暇）【R4】・育児休業について、原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする。また、この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする。【R4】・男性職員が安心して計画的に育児に伴う休暇・休業を取得できるよう、管理職員が対象職員の意向に基づき取得計画（育児に関する休暇・休業支援プラン）を作成する。【R4】・育児を行う職員を対象とした、早出・遅出勤務について検討する。【R4】 <p>② その他の取組み</p> <ul style="list-style-type: none">・会計年度任用職員の不妊治療及び介護に伴う休暇・休業制度の取得要件を撤廃・緩和することで、仕事と家庭の両立支援に係る環境整備を行う。（出生応援休暇・介護休暇・介護時間・短期介護休暇）【R4】
在宅勤務のあり方の検討	在宅勤務を活用し、感染症まん延時などにおける接触機会の低減を図るとともに、子育てや介護などの事情を抱える職員の多様な働き方について検討する。【R4～】